

令和6年度 重要事項説明書
(芦屋市立緑保育所)

目次

1	事業者の運営主体	1
2	施設の概要	1
3	設備の概要	1
4	施設での保育について	2
5	職員体制	3
6	開所・休所日	4
7	教育・保育を提供する時間	4
8	利用料金	5
9	支払方法	8
10	1日の過ごし方	9
11	給食等について	10
12	健康診断、健康管理について	11
13	感染症対策について	12
14	嘱託医	12
15	インクルーシブ教育・保育について	12
16	地域交流、子育て支援について	12
17	保育の自己評価について	13
18	実習生の受け入れについて	13
19	トライやるウィークの受け入れについて	13
20	非常災害時の対策	13
21	賠償責任保険の加入状況	17
22	虐待防止のための措置	17
23	個人情報の保護について	17
24	関係機関との連携	17
25	ビデオと写真の取り扱いについて	17
26	苦情相談窓口	18

教育・保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	芦屋市		
事業者の所在地	芦屋市精道町7番6号		
電話番号・FAX	TEL 0797-38-2128	FAX 0797-38-2190	
代表者氏名	芦屋市長 高島 峻輔		

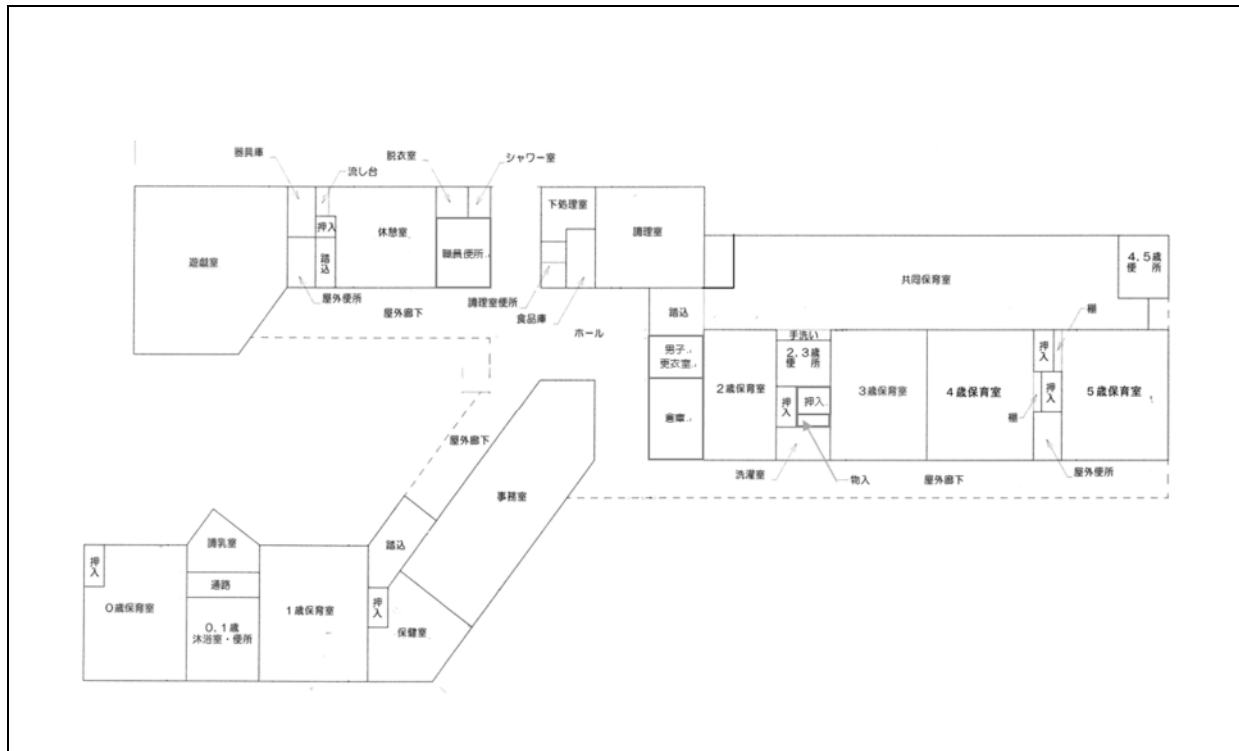
2 施設の概要

種別	保育所					
名称	芦屋市立緑保育所					
所在地	芦屋市緑町2番4号					
電話番号・FAX	TEL 0797-34-0715			FAX 0797-34-1715		
所長氏名	岡本 知代					
開設年月日	昭和54年5月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	10人	10人	15人	19人	20人
取扱保育事業	通常保育、延長保育、インクルーシブ教育・保育 体験保育事業、園庭開放事業、病児保育事業（体調不良児対応型）					

3 設備の概要

敷地面積（a + b + c）		2356.78 m ²	
園舎	構造等	鉄筋コンクリート造 平屋建て	
	延床面積	580.10 m ²	
	建築面積(a)	721.87 m ²	
設備の数と積	乳児室	2室	61.13 m ²
	保育室及び遊戯室	6室	256.31 m ²
	調理室	1室	36.13 m ²
	調乳室	1室	7.79 m ²
	便所	6室	31.74 m ²
	医務室	1室	17.23 m ²
	事務室	1室	53.64 m ²
	その他		116.13 m ²
設備の種類		プール、冷暖房等	
屋外遊戯場（所庭）(b)		783.00 m ²	
その他(c)		851.91 m ²	

園舎平面図



4 施設での保育について

(1) 保育理念・基本方針・保育目標

保 育 理 念	“いのち”を大切にし、生きる力の基礎を育む
基 本 方 針	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人のあるがままの姿を受け止め、共感し、子どもの豊かな育ちを援助する。 さまざまな環境を通して、共に育ち合う力を養う。 家庭・地域社会と連携し、子育て支援の拠点としての役割を担う。
保 育 目 標	<p>あ あかるく元気な子（ども）</p> <p>し しっかり考え合う子（ども）</p> <p>や やさしい子（ども）</p>

(2) 年齢別保育目標・クラス名

年 齢 (ク ラ ス 名)	年 齢 別 目 標	
0歳児 (さくらんぼ組)	“せんせいだいすき”	
	養護	<ul style="list-style-type: none"> 生理的欲求を満たす。 応答的な触れ合いを大切にする。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭と共に心地よく過ごす。 自己表出する喜びを味わう。

1歳児 (いちご組)	“せんせいといっしょに”	
	養護	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムを整える。 温かなやりとりにより心の安定を図る。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 自分でしようとする気持ちをもつ。 保育教諭と生活や遊びを楽しむ。
2歳児 (りんご組)	“じぶんでできるよ”	
	養護	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境を整え、自我の育成を育む。 自我の育ちを受容し共感する。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 自分でできる喜びを味わう。 友達との関係を広げる。
3歳児 (みかん組)	“いっしょにあそぼう”	
	養護	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣の自立を促す。 主体性を育む。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 自分のことは自分でしようとする。 友達と遊ぶことを楽しむ。
4歳児 (かき組)	“みんなといっしょに”	
	養護	<ul style="list-style-type: none"> 健康・安全への関心を高める。 自己肯定感と他者の受容を育む。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣を身に付ける。 友達と思いを伝え合いながら遊ぶ楽しさを感じる。
5歳児 (びわ組)	“ちからをあわせて”	
	養護	<ul style="list-style-type: none"> 健康で安全な生活習慣の確立を支える。 自尊感情を育む。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 生活の流れを理解し、見通しをもって行動する。 友達と共通の目的をもち、やり遂げる充実感を味わう。

5 職員体制

所	長	1人 (常勤：1人)
副	所長	1人 (常勤：1人)
保	育士	23人 (常勤：12人・非常勤：11人)
調	理員	5人 (常勤：3人・非常勤：2人)
保	健師又は看護師	1人 (常勤：1人)
用	務員	2人 (非常勤：2人)

※職員区分は、芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例施行規則に基づくものです。

6 開所・休所日

施設の開所・休所日は次のとおりです。ただし、災害発生時等に伴う臨時休所の場合があります。

開 所 日	月曜日から土曜日まで (※ 土曜日は子どもがいない場合には、午後1時30分 で閉所します。)
休 所 日	日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

7 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日まで	午前7時から午後6時まで (午後6時から午後7時までは延長保育を実施)
土 曜 日	午前7時から午後6時まで (ただし、保育を必要とする子どもがいない場合は、 午後1時半で閉所します。)

(2) 保育標準時間認定^{*}に関する保育時間(最大11時間)

※ 保護者が就労・就学(1日6時間以上)、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある場合

通 常 保 育	午前7時から午後6時まで (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考 慮して、決定されます。なお、産休中や仕事がお休みの日 の保育時間は、概ね午前9時から午後4時30分までになり ます。)
延 長 保 育	夜:午後6時から午後7時まで(月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤 務証明書等の提出が必要です。また、土曜日の延長保育は ありません。)

(3) 保育短時間認定^{*}に関する保育時間(最大8時間)

※ 保護者が就労・就学(1日6時間未満)、求職活動、育児休業取得時、病気・けがの場合

通 常 保 育	午前8時30分から午後4時30分まで (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考 慮して、決定されます。)
延 長 保 育	朝:午前7時から午前8時30分まで 夕:午後4時30分から午後6時まで 夜:午後6時から午後7時まで(月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤 務証明書等の提出が必要です。また、土曜日は、夜:午後 6時から午後7時までの延長保育はありません。)

※ 「保育標準時間認定」・「保育短時間認定」とは

- ・ 「保育標準時間認定」は、保護者が就労・就学(1日6時間以上)、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある方が該当する区分
- ・ 「保育短時間認定」は、保護者が就労・就学(1日6時間未満)、求職活動中、育児休業取得時、病気・けがの方が該当する区分

8 利用料金

(1) 保育料は下記のとおりです。

階層区分		定義	保育料(月額)	
			保育標準時間	保育短時間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号認定子ども(3歳以上) 保育料(月額) 0円 ・ 3号認定子ども(3歳未満) 				
各月初日における満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料(月額)	
階層区分		定義	満3歳未満(※1)	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等(※2)		0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯		0円	0円
B2	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等(※3)	0円	0円
		ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円	5,400円
C1	48,600円未満	ひとり親世帯等(※3)	4,750円	4,650円
		ひとり親世帯等以外の世帯	9,500円	9,300円
C2	48,600円以上 67,500円未満	ひとり親世帯等(※3)	7,500円	7,350円
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,000円	14,700円
C3	67,500円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等(※3)	9,000円	8,800円
		ひとり親世帯等以外の世帯	25,500円	25,000円
		77,101円以上 97,000円未満	25,500円	25,000円
C4	97,000円以上 125,500円未満		35,500円	34,800円
C5	125,500円以上 169,000円未満		43,500円	42,700円
C6	169,000円以上 251,000円未満		54,500円	53,500円
C7	251,000円以上 301,000円未満		60,000円	58,900円
C8	301,000円以上 397,000円未満		71,000円	69,700円
C9	397,000円以上		89,000円	87,400円

	<p>(※1) <u>年度途中で満3歳になった場合でも、その年度内は引き続き満3歳未満の保育料が適用されます。</u></p> <p>(※2) 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯、児童保護法による小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親である世帯をいいます。</p> <p>(※3) 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯又は父子世帯、障がい者又は障がい児と生計を一にする世帯をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村民税所得割の額については、住宅取得等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等は適用しません。ただし、調整控除は適用されます。 階層判定にあたっては、父母の市町村民税所得割の合計額に基づき行いますが、父母の収入だけで生計を維持することが困難であり、同居の祖父母等が生計を維持している場合は、その主たる生計維持者の市町村民税所得割の額を合算して行います。 災害や失業、その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難となったなどの場合には、保育料が減免される場合があります。<u>減免を受けようとする月の保育料については、その月末までに申し出が必要です。納期限を過ぎた保育料及び納付済の保育料は減免できません。</u> 保護者もしくは児童の病気やケガといったやむを得ない事情（里帰り出産は該当しません。）により（土・日・祝日含む）月の半分以上を連続して休園・休所する場合、保育料については、当該月の保育料の50%を、給食費については、100%又は50%を減免します。<u>ただし、入所中の保育施設に対し書類での申請が必要です。期限を過ぎた保育料及び納付済みの保育料は減免できません。</u> *3ヶ月以上の休所はできません。
延長保育料	<p>基本料金：月額 2,000 円 （月に1度も利用しない場合でも必要となります。）</p> <p>利用料金：1回 200 円</p> <p>※保育短時間認定を受けた方が、保育標準時間内で延長保育を利用する場合は、同一階層における保育標準時間と保育短時間の保育料の差額の金額になります。（3歳以上は無料）</p> <p>18:00以降の利用には月額2,000円がかかります。</p>
給食費	<ul style="list-style-type: none"> 2号認定 月額5,300円（主食費 800円、副食費 4,500円） 3号認定 保育料に含まれています。

(2) 実費負担

保育料等の他に次のとおり、実費負担が必要となります。

ア 内容・負担額

次のとおりです（予定のため変更となる場合があります。）。

（単位：円）

	物品関係				給食関係
	入所・進級時		随時		
	内容	金額	内容	金額	
0歳児	スポーツ保険 ^{※3}	315	おむつ処理代（月）	200	2号 5,300 ^{※2}
	計	315	計	200	
1歳児	スポーツ保険 ^{※3}	315	おむつ処理代（月）	200	
	帽子 ^{※1}	837			
	計	1,152	計	200	
2歳児	スポーツ保険 ^{※3}	315	おむつ処理代（月）	200	
	帽子 ^{※1}	837			
	連絡ノート	89			
	計	1,241	計	200	
3歳児	スポーツ保険 ^{※3}	315	おむつ処理代（月）	200	
	帽子 ^{※1}	837			
	シールノート	450			
	おたより袋 ^{※1}	236			
	名札・名札クリップ	470			
	計	2,308	計	200	
4歳児	スポーツ保険 ^{※3}	315	行事費（バス交通費・随時）	3,400	
	帽子 ^{※1}	837			
	シールノート	450			
	おたより袋 ^{※1}	236			
	名札・名札クリップ	470			
	どうぐ箱 ^{※1} （箱、はさみ、クレヨン等）	2,607			
	計	4,915	計	3,400	
5歳児	スポーツ保険 ^{※3}	315	行事費（バス交通費・随時）	5,000	
	帽子 ^{※1}	837	卒園アルバム（随時）	6,000	
	シールノート	450			
	おたより袋 ^{※1}	236			
	名札・名札クリップ	470			
	どうぐ箱 ^{※1} （箱、はさみ、クレヨン等）	2,607			
	計	4,915	計	11,000	

※1 帽子・どうぐ箱・おたより袋…入所又は進級時に購入(購入後破損・消耗した場合購入要)

※2 給食費内訳…1号 4,600円（主食費 800円、副食費 3,800円）、2号 5,300円（主食費 800円、副食費 4,500円）（3号は保育料に含む。）

※3 スポーツ保険…市立保育所及び市立認定こども園は入所と同時に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。施設の管理下における負傷、疾病に対して医療保険各法に基づく診療の初診から治癒までに要した医療費総額が5,000円(保険点数500点)以上のものについて、医療費総額の4割相当額の給付が受けられます。

また、給付を受ける場合は、本市の福祉医療制度助成制度(乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療及び障がい者医療)は適用されませんので、受給者証を使用せず、保険負担診療(2割)で精算してください。給付金は申請し受理されてから3～4か月後に給付されます。

イ 実費徴収に係る補足給付制度について

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法の適用世帯並びにこれらに準じる世帯(生活保護世帯等)また市町村民税所得割額が一定以下の世帯の方を対象に、帽子などの費用(実費徴収)の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等(具体的な補助対象の有無は以下のとおりです。)です。また、手続きについては、対象の方に施設経由で申請書をお渡ししますので、指定期日までに施設にご提出ください。

《補助額》

2・3号認定の方(保育所部)
教材費・行事費等 ◇生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯の方⇒上限2,500円/月 ◇市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の方(ひとり親世帯等は77,101円未満) ⇒上限1,250円/月 (ただし、1/2が補助対象額)

《補助対象となるものの例》

ノート、おむつ処理費用、シールノート、名札、卒園アルバム、共済保険代、バス遠足代など

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、保護者会費、延長保育料など

※ その他、詳細については、ほいく課までお問い合わせください。

9 支払方法

口座振替を利用される方については、毎月月末(金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日)に振替し、それ以外の方については、別途お渡しする納付書で、毎月月末までに納付書裏面に記載の指定金融機関の窓口でお支払いください。

10 1日の過ごし方

(1) 1日の過ごし方

1日の過ごし方は、おおむね次のとおりです。

7:00～	順次登所 室内・戸外活動
9:00～	クラス別保育
11:30～	給食
12:00～	午睡（1・2歳児）
13:00～	午睡（3・4歳児）（1時間程度）
15:00～	おやつ 帰宅準備
16:00～	室内・戸外活動 順次降所
18:00～	延長保育

* 原則5歳児の午睡はありません。

(2) 年間行事

年間行事の予定は次のとおりです。

行事計画		保健衛生計画
4月	入所式 クラス別懇談会	春期健診
5月	こどもの日 ゴルフ場遠足（4・5歳児） 個人懇談（2～5歳児）	【小児科、歯科、耳鼻科、眼科】 ※耳鼻科、眼科（3～5歳児）
6月	保育参観・試食（2～5歳児） 参観・個人懇談（0・1歳児）	歯磨き指導
7月	七夕祭り プール開き	
9月	運動遊び参観日（2・3歳児）	尿検査（3～5歳児）
10月	運動会（4・5歳児） 5歳児なかよし運動会(小学校区) 個人懇談（2～5歳児）	秋期健診【小児科、歯科】 視力検査（3～5歳児）
11月	個人懇談（0・1歳児）	
12月	生活発表会（2～5歳児） お楽しみ会	身体測定（年齢により測定回数 が違います）
1月	新年の集い 震災の集い	
2月	節分 保育参観・クラス懇談会 5歳児小学校体験	
3月	ひな祭り 5歳児修了式	
毎月	誕生児紹介 避難訓練 安全点検	
その他	所外保育（家庭弁当日） バス遠足（4・5歳児）	

11 給食等について

(1) 各年齢の提供内容・摂取カロリーの目安

	提供内容				1日の摂取 kcal の目安 (保育所での摂取 kcal)
	牛乳	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	950 kcal (456 kcal)
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児	○	○	○	○	1,300 kcal (585 kcal)
4歳児	○	○	○	○	
5歳児	○	○	○	○	

(2) 給食の提供に当たって

ア 給食の内容

年齢に応じた調理方法や量により、安全で、衛生的な食事を提供しています。また、生活に変化を与え、食を通して文化を知るため、年に数回行事食を実施しています。

離乳食については、家庭と連携をとり、一人ひとりの子どもに応じた食事の提供を行っています。

イ 給食の個別対応

食物アレルギーの対応については、「保育所におけるガイドライン」(厚労省)に沿って作成した「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき実施しています。

その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。ご相談の上、医師記載「芦屋市立こども園・保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づく、「完全除去・完全解除」で行い、できる限り代替食を提供します。(※ 給食の個別対応は、原則、食物アレルギー、宗教上の理由による場合のみです。)

また、材料等の確認ができるように毎月の献立表に使用する食材を記入し、配布しています。

(3) 食育

野菜等の栽培活動・クッキング保育・栄養士による栄養指導・箸指導・食材を使つてのさまざまな取り組みなどを通じて、健康な生活の基となる「食育」に力を入れています。

12 健康診断、健康管理について

- (1) 健康診断について（回数や時期は予定ですので変更となる場合があります。）

小児科健診（全児）	年2回(春、秋)	
耳鼻科検診（3～5歳児）	年1回(春)	
眼科検診（3～5歳児）	年1回(春)	
歯科健診（全児）	年2回(春、秋)	
尿検査（3～5歳児）	年1回(春)	
視力検査（3～5歳児）	年1回(冬)	
身体測定	1歳誕生日まで	毎月(身長・体重)
	2歳児まで	毎月(体重)・偶数月(身長)
	3歳児から	年3回(学期毎)身長・体重 ※誕生日は測定します

- (2) 病気や体調を崩したときの対応について

ア 施設で体調を崩したとき

38.0度以上の発熱時や、何度も嘔吐（おうと）・下痢をしているなど体調が思わしくな
い場合は、速やかにお迎えにきていただくようにご連絡します。

なお、熱性けいれん等急変を疑う場合は、速やかに救急要請を行います。

イ 薬の預かりについて

薬の預かりは原則行っていません。

病気などで診察を受ける際は、主治医に保育所に通っていること、及び保育所では薬
の預かりを行っていないことを伝え、相談してください。やむを得ず、保育所で薬の預
かりが必要な場合は、医師の指示書（指定用紙）が必要です。

薬の預かりについてのご相談は、担任又は保健担当職員までお願いします。

ウ 施設で使用する薬について

応急処置のため、ワセリン・かゆみ止め・洗眼液を使用しますので、使用に際して気
になることがありましたら、事前にお知らせください。

エ 日本スポーツ振興センターの給付制度の加入について

入所と同時に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入して
います。保育中（登所・降所を含みますが、状況等によっては対象とならない場合があ
ります。）の負傷、疾病（初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上（保険点数500
点以上）のものに限る。）の診療に要した医療費の一部が給付されます（詳しくは「日本
スポーツ振興センターのお知らせ」を配布しますのでご覧ください。）。

なお、災害共済給付制度の加入保険料は、保護者の実費負担になります。

オ 緊急時の対応について

保育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、緊急連絡票に
記載されている緊急連絡先に連絡します。また、必要に応じて嘱託医に相談する等の措
置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、施設が対処を
行いますので、あらかじめご了承ください。

アナフィラキシーショックを起こす可能性のある子どもにつきましては、緊急搬送に
備え、子どもの情報をあらかじめ消防署に伝えることをご了承ください。

13 感染症対策について

乳幼児が集団で長時間過ごすため、感染症が広がりやすい傾向にあります。このため、感染症が疑われる場合は、必ず医療機関で診断を受けてください。感染症にかかった場合、登園の可否について主治医の指示に従ってください。

感染症の種類により、登所には医師の「登園・登所意見書」(有料)、保護者記入の「登園・登所届」が必要な場合があります。用紙はホームページからダウンロードができます。施設にもありますので、必要な場合にはお申し出ください。

登園・登所意見書(医師の意見)が必要な感染症
麻疹(はしか)、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日はしか)、咽頭結膜熱(プール熱)、百日咳、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、ポリオ、結核、ウイルス性肝炎

登園・登所届(保護者記入)が必要な感染症
新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ

登園・登所意見書(医師の意見)が必要でない感染症
手足口病、伝染性膿か疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、突発性湿疹、ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)、RSウイルス感染症、アタマジラミ など

※感染症予防のため、便・尿・嘔吐物・血液で汚れた衣服等は洗わずに袋に入れたまま、保護者に返却いたしますので、ご承知おき下さい。

14 嘱託医

医院名	嘱託医名
多田医院	多田 梢
えの眼科西あしやクリニック	繪野 亜矢子
井村耳鼻咽喉科	井村 成充
ひだまり歯科クリニック	飛田 達宏

15 インクルーシブ教育・保育について

個別に配慮が必要な子どもを、集団での教育・保育(「インクルーシブ教育・保育」という。)を行うことにより、発達を促進するとともに、人格の形成に寄与し、就学前教育及び児童福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

16 地域交流、子育て支援について

保育所では、子ども達が色々な人との関わりをもつことを大切にするとともに、地域の子育て支援として、次のことを実施しています。

- ・ 市内の保育所・認定こども園や潮見幼稚園、その他の施設との交流
- ・ 小学校との円滑な接続を目的に潮見小学校との交流

- ・ 園庭開放の実施（毎週木曜日午前 10 時～午前 11 時 30 分）
- ・ 体験保育の実施

17 保育の自己評価について

年に 2 回、保育者が自分の保育を振り返り、「保育の自己評価」を行ない、園全体で保育の質の向上をめざします。

18 実習生の受け入れについて

次世代の育成を担う保育士・保育教諭等の人材育成のため、芦屋市の規約に基づき実習生の受け入れを行っています。

19 トライやるウィークの受け入れについて

「地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる」、
「中学生をはじめ地域の方々に保育所や子どもへの理解を得る」ことを目的に市内の中学 2 年生を 5 日間保育所で受け入れています。

20 非常災害時の対策

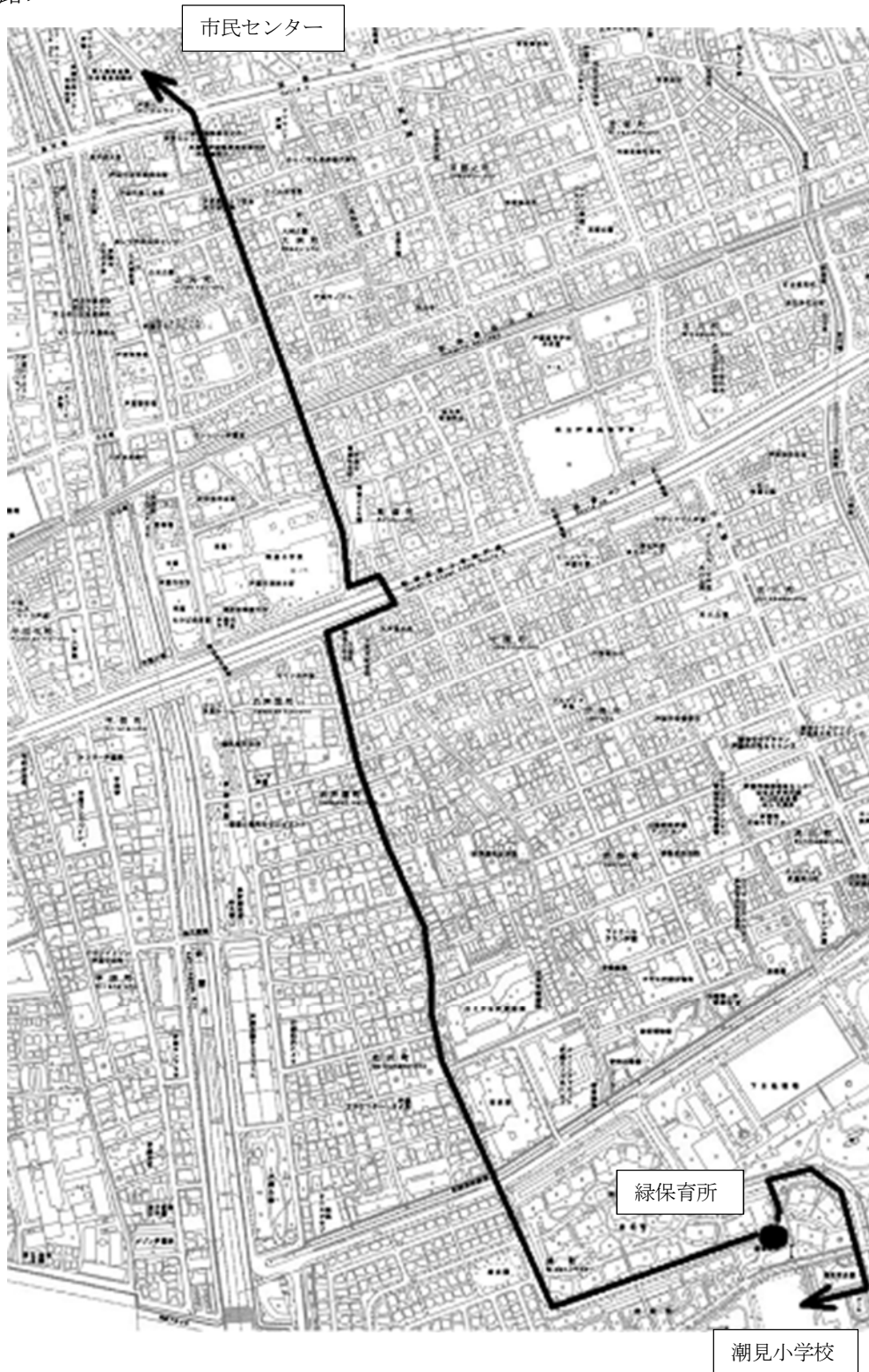
(1) 防火管理者等

非常災害時に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防 火 管 理 者	岡本 知代
消 防 計 画 届 出 年 月 日	芦屋市消防局本署 令和 4 年 4 月 2 0 日
避 難 訓 練	火災訓練（毎月）、消火訓練（年 2 回）、地震訓練（年 4 回） 防犯訓練（年 2 回）
防 災 ・ 防 犯 設 備	県警ホットライン・セコム株式会社（セコム）・モニター付き インターホン・消火器、非常灯・火災報知器・非常持ち出しリ ュック・非常食・水の備蓄・非常用ミルク・哺乳瓶・湯沸し用 ポット等
避 難 先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報発令時 市民センター ・ 上記以外の災害発生時 潮見小学校（小学校へ閉校時は緑住宅 1・2 号棟）
災 害 発 生 時 の 連 絡 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ミマモルメ」での発信 → 携帯電話・パソコンを媒体とした連絡用ツールです。 詳しくは、別紙を配布します。 ・ 保育所門扉での掲示

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

<避難経路>



(2) 災害発生時の取扱い

ア 警報・特別警報発令時

芦屋市に警報・特別警報が発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	2・3号認定 (保育所部)
警報	開所します。 ※通所中に危険なことが起こったり、特別警報に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。
特別 警報	午前7時時点で発令中の場合 自宅待機 午前10時時点で発令中の場合 終日休所 午前10時までに解除された場合 施設の安全等が確認された場合、開所となります。開所時間については、別途「園で使用しているシステム」等で連絡します。 ※給食はありませんので、お弁当をお持ちください。
教育・保育中に発令の場合（全て「園で使用しているシステム」等で連絡します。） 休所となりますので、お迎えをお願いします。 「休所」・「安否について」をお知らせします。 ※翌日以降の開所については保育所からお知らせします。	

イ 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一部対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。【対象地域の施設】

区分	2・3号認定 (保育所部)
高齢者等避難 [警戒レベル3]	開所します。 ※通所中に危険なことが起こったり、避難指示（警戒レベル4）に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される」場合(育休中、仕事を休める等)は、ご家庭で保育をお願いします。 教育・保育中に発生した場合 「園で使用しているシステム」等で連絡しますので、お迎えのご協力をお願いします。 ※対象地域に当たらない場合は、開所します。
避難指示 [警戒レベル4]	終日休所（すべて「園で使用しているシステム」等で連絡します。） ※保育所から「休所」・「安否について」・「避難の有無」・「お迎えについて」等をお知らせします。 ※翌日以降の開所については保育所からお知らせします。

ウ 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	2・3号認定 (保育所部)
震度4 以下	開所します。
震度5 弱	開所します。 ※保育中に発生した場合は、児童の安否については、「園で使用しているシステム」等で連絡します。 ※施設の状態、交通機関のマヒ等により、終日休所となる可能性があることをご了承ください。 ※通所中の事故や危険なことや不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。
震度5強 以上	終日休所（すべて「園で使用しているシステム」等で連絡します。） ※教育・保育中に発生した場合、休所となりますので、お迎えをお願いします。保育所から「休所」・「安否について」お知らせします。避難する場合は「園で使用しているシステム」等及び「正門での掲示」により連絡する予定です。 ※翌日以降の開所については保育所からお知らせします。

エ 津波に関する情報発令時

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	2・3号認定 (保育所部)
津波 注意報	開所します。
津波警報 大津波 警報	2号線以南の施設は、終日休所 (すべて「園で使用しているシステム」等で連絡します。) ※教育・保育中に発令された場合、2号線以南の施設は指定避難所へ避難することとしています。警報発令中は、原則引き渡しは行いません。保育所から「休所」・「安否について」・「避難の有無」等を連絡します。 ※翌日以降の開所については保育所から別途お知らせします。

オ 前日から休所を予定する可能性がある場合

台風、大雨等により次の気象・社会状況等となった場合、翌日以降の市立・私立保育施設の運営を休所・休園する場合があります。休所・休園は市内の保育施設が対象となりますが、自然災害の種類や状況、各保育施設の状況等により、園ごとによる個別の対応を行う場合があります。

判断基準となる気象・社会状況等

- ・ 気象庁等の情報により、大きな災害が予測される場合
- ・ 鉄道事業者（本市を通る鉄道に限る。）による計画運休
- ・ 本市、神戸市又は西宮市の公立学校園の事前（前日から）休校・休園の決定
- ・ その他、当該自然災害等への対応として、上記に類する事象

令和6年2月現在

21 賠償責任保険の加入状況

施設では、次の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保 険 の 内 容	賠償責任保険 身体賠償：1名につき1億円 1事故につき10億円 財物賠償：1事故につき2,000万円

22 虐待防止のための措置

施設では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待の防止に関する必要体制を整備します。
- ・「芦屋市立認定こども園・保育所 虐待対応マニュアル」を活用し、職員に対する周知啓発を行ないます。
- ・職員による子どもに対する虐待の行為を禁止します。
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、虐待の早期発見、通告等を行ないます。

23 個人情報保護について

施設で知り得た情報（住所・電話番号等）は、法律により開示が必要であるなどの場合を除き、保護者の了解なしに他の方にお知らせすることはありません。ただし、次の場合は、情報共有等を実施します。

- ・尿検査について、検査機関に対し名前、年齢、性別を知らせます。
- ・アナフィラキシーショックを起こす可能性のある子どもにつきましては、緊急搬送に備え、消防署に対し子どもの情報をあらかじめ伝えます。

24 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のため、他の就学前施設、医療機関、療育機関及び保健センター等の関係機関と連携し、保護者の同意のもと情報共有を行います。

25 ビデオと写真の取り扱いについて

個人情報保護や保育指導上の観点から、カメラ・ビデオ・携帯電話・スマートフォンによる写真・動画の撮影について以下のように取り決めています。

- ・運動会（運動参観日）については、行事の進行に支障がない範囲で、周囲の方々に迷惑にならないようご留意いただき、撮影してください。
- ・屋内での行事（生活発表会、修了式）や、子どもとの距離が近くなる行事（参観日）における撮影は、保育上の観点から、ご遠慮ください。
- ・おたよりなどの掲示物については、撮影不可とされているものの撮影は、ご遠慮ください。
- ・園で撮影した写真や販売等で入手した写真の取り扱いについては、他の子ども等が映っている場合がありますので、SNSに載せる等の利用は十分配慮してください。

26 苦情相談窓口

子育てについては、保護者の皆様と施設職員の両者が自由に話し合えることが大切です。本園では、相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者を以下の者としております。お気づきのこと、改善してほしいことなどがありましたら、相談・苦情受付担当者又は職員まで遠慮なくお申し出ください。

相談・苦情解決責任者	氏	名	岡本 知代
相談・苦情受付担当者	氏	名	金岡 幸

以 上

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、別紙、令和6年度芦屋市立緑保育所重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：芦屋市立緑保育所

所在地：芦屋市緑町2番4号

説明者職氏名：芦屋市立緑保育所長 岡本 知代

別紙、令和6年度芦屋市立緑保育所重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和6年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者1氏名：

児童から見た続柄：

保護者2氏名：

児童から見た続柄：